様式第２４号（第20条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 町営住宅 | 模様替え増築 | 承認書 |
| 第　　　　　号　　　　　　　　　様 |
| 　　　年　　月　　日付けで申請のあった町営住宅の | 模様替増築 | については、八頭町営 |
| 住宅条例第25条第１項の規定により、下記のとおり承認する。　　　　　　年　　月　　日八頭町長記 |
|  | 模様替増築 | の内容 |  |  |
| 工事期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 条件 | １　模様替（増築）は、承認された内容以外の施工をしてはならない。２　建物（附属設備を含む。）又は工作物を破損した場合は申請者の費用で直ちに原状回復すること。３　町営住宅の管理上指示した場合又は住宅を退居する場合は、申請者の費用で直ちに原状回復又は撤去すること。４　工事が完了したときは、直ちに届け出て、検査を受けること。 |
|  |